

## 令和7年5月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年5月16日（金） 開 会 午後3時30分  
閉 会 午後4時20分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、網野教育長職務代理、木村一恵教育委員、  
荻久保メイ子教育委員、瀬切陽一教育委員
- 4 事務局（説明員）  
北澤勝己教育こども課長、今井慎二課長補佐兼保育係長、  
保科勝俊課長補佐兼健康スポーツ係長、平澤暁俊教育総務係長、  
岩波生涯学習係長、矢崎順子こども家庭相談係長、平林美香図書館長、  
藤森亮馬教育総務係主査、

## 令和7年5月定例教育委員会 次第

令和7年5月16日（金）  
下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議案件  
(1) 議案第32号 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について  
(2) 議案第33号 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について  
(3) 議案第34号 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について  
(4) 議案第35号 第2期一人一台端末の購入請負契約の締結について  
(5) 議案第36号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
(6) 議案第37号 下諏訪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 5 報告事項  
(1) 専決処分の報告（令和6年度予算分）について  
(2) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

## 【会議録】 議事の内容

1 開 会 松崎教育長

2 会議録署名委員の指名 濑切陽一教育委員、荻久保メイ子教育委員

3 教育長報告

1 (木) ○南小授業参観日

○県教委との懇談会

8 (木) ○高校再編懇話会

9 (金) ○町校長会

○公民館運営審議会

13 (火) ○図書館協議会

○シルバーソフトボール開会式

### 【以下予定】

14 (水) ○町人権教育推進委員会

16 (金) ○定例教育委員会

20 (火) ○県・市町村教委連絡協議会

○部活動地域移行推進協議会

21 (水) ○諏訪地方市町村教委連絡協議会総会

22 (木) ○広島平和研修打ち合わせ会

○スポーツ協会総会

27 (火) ○課長会

30 (金) ○県・市町村教育委員会研修総会

31 (土) ○小学校運動会

質疑なし一了承

4 付議案件

- (1) 議案第 32 号 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について
- (2) 議案第 33 号 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- (3) 議案第 34 号 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について

〈岩波係長〉 説明

ご説明いたします。

本議案は、下諏訪総合文化センター小ホール、及びもみの木モール天井耐震化等改修工事のうち、建築主体工事の請負契約について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定による「予定価格 5 千万円以上の工事」に該当するため、議会に承認をお願いすることになります。

契約の相手方は、岡谷市幸町 6 番 6 号、岡谷・六協特定建設工事共同企業体、代表者は株式

会社岡谷組となり、請負金額は4億1,778万円になります。

本改修工事につきましては、令和3年度に株式会社山下設計が受託し納品された実施設計をベースに、令和6年度にアルファ設計株式会社が受託し、令和7年3月19日に納品された修正・追加の実施設計に基づき、大地震が発生した場合でも崩落が起きないよう、小ホールと、もみの木モールの天井及び建物の外壁を改修する工事を中心に、客席椅子の劣化部品交換による長寿命化、トイレの洋式化に係る工事、防火シャッター等の消防設備の耐震化及び修繕、舞台設備のデジタル化への更新、屋根の劣化箇所の修繕及び全面塗装、エレベーターの耐震化等の工事を実施するもので、令和4年度に開催いたしました「下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議」において取りまとめていただいた「改修計画」に沿い、利用者にとって安全で運営者にとって安心な施設とするために行う改修工事であります。

入札に当たり、「下諏訪町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱」第3条の規定による「設計金額が1千万円を超える建設工事」に該当するため、事後審査型一般競争入札の方式をとりました。

また、「下諏訪町総合評価落札方式実施要綱」第2条の規定による「設計金額」が「3億円以上」の建設工事に該当するため、総合評価落札方式とし、加えて、2者又は3者で自主結成した特定建設工事共同企業体、いわゆるJVによる共同施工方式により実施することといたしました。なお、総合評価点の算出に当たっては、「下諏訪町総合評価落札方式実施要綱」第3条第3項の規定により「総合評価点算定基準」によるとされ、また基準を定めようとするときは、同要綱第4条の規定により、「あらかじめ2人以上の学識経験を有する者」の「意見」を聴かなければならないとされていることから、長野県の「市町村が試行する総合評価落札方式の審査代行要領」第1条の規定に基づく長野県総合評価技術委員会に審査の代行を依頼し、本年2月5日付で「適正」であるとのご意見をいただいた基準を用い、評価点を算出しております。

本工事への応札書類の提出は、2つの共同企業体からあり、価格以外の総合評価点の算出及び公表を経て、5月15日に入札書を開札し、決定した落札候補者の入札参加資格の確認及び総合評価点の総合計を算出した後に、落札者として5月26日付で当該共同企業体と仮契約を締結いたしました。6月の議会において契約締結をお認めいただいた後、本契約することとしております。

続きまして機械設備工事の請負契約の締結についてご説明いたします。

先ほどの建築主体工事の請負契約の締結と同様に、機械設備工事について、議会のお認めをいただくことになります。

契約の相手方は、下諏訪町5251番地NSビル2階の松澤工業株式会社下諏訪営業所になり、請負金額は、6,044万5千円となります。本改修工事につきましては、天井耐震化工事等に伴う空調ダクト工事、料理実習室、教育長室及び事務室の冷暖房設備改修、トイレの洋式化に係る衛生設備等の改修を実施するものでございます。

2つの単体企業から応札書類の提出があり、建築主体工事と同じ方式及び日程で進め、5月26日付で当該業者と仮契約を締結いたしました。建築主体工事と同様に6月の議会において契約締結をお認めいただいた後、本契約することとしております。

本議案につきましても、先ほどの議案第46号建築主体工事の請負契約の締結、及び議案第47号機械設備工事の請負契約の締結と同様に、電気設備工事について、請負契約を締結する

ことをお認めいただきたく、お願ひするものでございます。

続きまして電気設備工事の請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の相手方は、茅野市塚原二丁目4番3号の南新・六協特定建設工事共同企業体となり、代表者は南新電気工業株式会社、請負金額は3億5,530万円となります。

本改修工事につきましては、舞台照明及び音響の設備のデジタル化を中心に、一般照明のLED化、建築主体工事に付帯する電気設備工事等を実施するものでございます。

3つの共同企業体から応札書類の提出があり、建築主体工事及び機械設備工事と同じ方式、日程で進め、5月26日付で当該共同企業体と仮契約を締結いたしました。こちらも6月の議会において契約締結をお認めいただいた後、本契約することとしております。

以上となります。

**質疑なし－承認**

(4) 議案第35号 第2期一人一台端末の購入請負契約の締結について  
(平澤係長) 説明

本議案は、第2期一人一台端末の購入請負契約について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定による「予定価格700万円以上の物品購入」に該当するため、6月議会に上程したく、定例教育委員会にてお諮りするものでございます。

契約の相手方は、松本市大字和田4010番10のキッセイコムテック株式会社

執行役員 公共・医療ソリューション事業部長

深石文夫

請負金額は、6,403万9,800円となります。

購入する端末の種類として、ASUS Chromebook Flip CZ1 (エイスース クロームブック フリップ シーゼット) となります。

購入台数は、小学校で771台、中学校で412台、合計1,183台となります。

請負金額の内訳として、端末代として1台当たりが46,200円(税込)となり合計54,654,600円、有償オプションとして、端末代に含まれている1年間の全台分保障にプラスし、その後の4年間については総数の10%である118台分の保証として9,385,200円(税込)となり、契約額は、6,403万9,800円となります。

この事業は、令和2年度に整備した一人一台端末の入替を行うもので、長野県による、「GIGAスクール構想における一人一台端末共同調達」にそって実施をしており、委託業者については、長野県が令和7年3月10日、11日に実施したプロポーザルにより選定された業者と機種となっています。

現在、当該業者とは5月22日付で仮契約を締結するべく準備をしております。なお、6月議会において契約締結をお認めいただいた後、本契約することとなります。説明は以上となります。

**質疑なし－承認**

(5) 議案第36号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
(今井補佐) 説明

ご説明いたします。資料の 11 ページから 17 ページになります。

本議案は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を改正する内閣府令が、本年 1 月 31 日に「子ども・子育て支援法 施行規則等の一部を改正する内閣府令」として公布されたことから、これに伴う条例の一部改正を行うものでございます。

まず始めに、「家庭的保育事業等」とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があり、さまざまな保育ニーズに応えております。

4 つの事業の主な違いは、受け入れできる子どもの年齢、職員の資格要件、職員の人数、保育室の面積などの違いがあります。下諏訪町では事業所内保育事業として「たんぽぽ保育園」1 施設が町の認定を受けております。

それでは、改正の内容をご説明いたします。

第 8 条「保育所等との連携」第 1 号では、新設する第 2 項中において、規定する「支援」として「保育内容支援」という言葉を用いることから、その定義のための規定を設けるものです。

第 2 項及び第 3 項では、令和 6 年度の地方分権提案において、保育所等の連携施設の確保が困難であるという状況を背景として、連携施設の 3 要件である「保育内容支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の確保」のうち「保育内容支援」について「代替保育」と同様に地域保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和すべきとの提案がなされたことや、連携施設の設定に係る実態調査の結果を受けて要件緩和の提案を実現するため改正・整理したものとなります。具体的には、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する助言等に係る連携協力について、連携施設の確保が見つからないなど著しく困難と町長が認めるときは、当該連携施設を確保しないことができるようになりました。

第 4 項では、「代替保育」に係る連携施設の設定について、既に地域保育事業者同士の連携を可能とする緩和基準が設けられていますが、現在でも連携先を確保できていない事業所が少なくないことから、町長が必要な措置を講じてもなお、「代替保育」に係る連携先の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要しないこととする改正となり新規に追加となっています。具体的には、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その事業者に代わって提供する保育に係る連携協力について、連携協力をを行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとなります。

第 5 項では、代替保育連携協力者の定義を、第 1 号・第 2 号に定め、

第 6 項・第 1 号では、児童福祉法第 24 条・第 3 項の規定により調整を行っている場合となります。具体的には、障害児入所給付費の支給を受けようとしているお子さんは、すでに専門機関と連携しているため、事業者間の連携を適用しないことを明記しております。

第 7 項は、県に届出や許可を受けていない施設においても、町長が適当と認めるものを連携協力をうる者として、第 1 号・第 2 号の施設に確保することを規定しています。

附則・第 3 項では、子ども・子育て支援新制度の施行から本年 3 月 31 日で 10 年が経過することになりますが、連携施設の確保を猶予する経過措置を 5 年間延長する改正が行われているため改正するものです。なお、附則において、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしております。説明は以上となります。

(6) 議案第 37 号 下諏訪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈今井補佐〉 説明

ご説明いたします。

本議案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を改正する内閣府令が、先ほどの条例改正と同様、本年 1 月 31 日に「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」として公布されたことから、これに伴う条例の一部改正を行うものでございます。

始めに、「特定教育・保育施設」とは何かご説明申し上げます。

「特定教育・保育施設」とは、施設の運営等に係る費用の補助を受けるために市区町村等から運営などに関する「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のことになります。

先程ご説明させていただきました「家庭的保育事業等」である国や市区町村等が定めた「認可」を受けた施設とは異なり、あくまでも財政的な支援を受けるために、市区町村等から運営などに関する「確認」がされた施設となります。次に、「特定地域型保育事業」とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が先ほどと同様、国や市区町村等からの費用の補助を受けるために市区町村等が運営などについての「確認」が行われた施設となります。

それでは、改正の内容をご説明いたします。

第 38 条の「利用定員」では、今回新設する第 43 条・第 3 項に保育内容支援連携協力者の定義が加えられたことに伴い追加整理したものです。

第 43 条の「特定教育・保育施設等との連携」では、第 3 項・第 4 項が追加されるため項ずれのため「第 7 項」に修正されたものとなります。

第 43 条・第 1 項・第 1 号では、第 2 項中で本号に規定する「支援」の意味で「保育内容支援」という言葉を用いることから、その定義のための規定が設けられました。

また、第 3 号では、第 3 項、第 4 項が新設されるため、「第 6 項・第 1 号」を追加し引用を改めるものです。

第 43 条・第 2 項及び第 3 項では、令和 6 年度の地方分権提案において、連携施設の確保が困難であるという状況を背景として、連携施設の 3 要件「保育内容支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の確保」のうち「保育内容支援」について「代替保育」と同様に地域保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和すべきとの提案がなされたことや、連携施設の設定に係る実態調査の結果を受けて提案を実現するため改正・整理したものです。

第 4 項では、「代替保育」に係る連携施設の設定について、既に地域保育事業者同士の連携を可能とする緩和基準が設けられているところですが、現在でも連携先を確保できていない事業所が少なくないことから、町長が必要な措置を講じてもなお、「代替保育」に係る連携先の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要しないこととする改正となり新規に追加となっています。

第 5 項では、「特定地域型保育事業者」を国の制度に合わせ「前項各号の代替保育連携協力者とは」に改正し、また、第 1 号は、「当該」を削り、「小規模保育事業所 A 型、若しくは小

規模保育事業B型、又は事業所内保育事業所を行う者」は「小規模保育事業所A型事業者等」に改めるものです。小規模保育事業所とは、定員 6 名から 19 名以下の保育であり、職員数や職員の資格、保育室の面積等によってA型・B型・C型の3種類に分かれています。

附則・第5項では、子ども・子育て支援新制度の施行から本年3月31日で10年が経過することになりますが、連携施設の確保を猶予する経過措置を5年間延長する改正が行われているため改正するものです。なお、附則において、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしております。説明は以上となります。

質疑なし－承認

## 5 報告事項

### (1) 専決処分の報告（令和6年度予算分）について

〈今井補佐〉 説明

令和6年度下諏訪町一般会計補正予算第12号における、教育こども課関係分について、ご説明いたします。本補正につきましては、令和7年3月28日付けをもって専決処分させていただき、この6月の議会定例会にて報告事項として提出させていただくものです。

最初に、地方債補正の変更分ですが、小学校施設整備事業は、下諏訪南小学校体育館照明設備改修事業の事業費確定に伴う委託料及び工事請負費の減額により、財源とした起債額を整理したものとなります。文化センター改修事業は、大ホール天井脱落防止対策等改修工事の事業費確定に伴う工事請負費の減額により、財源とした起債額を整理したものとなります。

続きまして、歳入をお願いいたします。

21款・1項・4目・教育債の南小学校体育館照明設備改修事業債840万円及び文化センター改修事業債 5,370万円の減額は事業費の確定により起債を整理したものとなります。

歳出をお願いいたします。

10款・1項・3目・基金活用事業費・こども未来基金貸付事業費・24節・積立金の59万7千円は、ふるさとまちづくり寄付金として賜りました11件を「こども未来基金」へ積み立てをいたしました。なお、令和6年度末における「こども未来基金」の残高は、3,030万3,007円となります。

次の、2項・1目・学校管理費・小学校整備事業費の847万6千円は、事業費の確定に伴う、12節・委託料「南小学校体育館照明設備改修工事設計監理委託料」2万9千円、14節・工事請負費「南小学校体育館照明設備改修工事費」844万7千円の不用額となります。

続きまして、4項・6目・総合文化センター費・総合文化センター管理費、14節・工事請負費の4,261万3千円は、文化センター改修工事費の確定に伴う不用額となります。

説明は、以上となります。

疑義なし－了承

### (2) その他－なし

## 6 その他

〈平澤係長〉

次の定例教育委員会の日程は6月27日（金）午後3時30分からとさせていただきますのでお集まりいただきますようお願いします。

疑義なし—了承

## 7 閉 会 午後4時20分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月27日

署名委員 萩久保 メイ子

署名委員 濱切 陽一

調整職員 北澤 勝己